

川東校区コミュニティ協議会 会則

(名称および組織)

第1条 この会は、川東校区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、本協議会の区域内に居住する個人および所在する法人ならびに自治会等各種団体を組織する。

(目的)

第2条 協議会は、校区における共通の課題解決を図り、住みよい地域社会の構築を目指し、組織構成員の参画と情報の共有ならびに協働の推進を図りながら、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 川東校区の共通の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。
- (2) 川東校区内の各種団体の活性化および各種団体相互の連絡協調に関すること。
- (3) 川東校区内組織構成員の参画と情報の共有ならびに協働の推進等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名以内
理事	若干名
会計	1名
監事	2名

- (1) 会長は、協議会を代表して、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、役員会を構成し、協議会の運営に関し必要な事項を審議し遂行する。
- (4) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (5) 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員を選任)

第5条 協議会の役員は総会で選出する。

- 2 役員は、連合自治会および各種団体等に属する者の互選により選任する。
- 3 会長、副会長、理事および会計、監事は役員会の互選により選任する。

(任期)

第6条 役員会の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 役員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会、役員会、部会、企画委員会、事務局会ならびに合同役員会とする。

- (1) 総会は、年1回開催することとし、臨時に必要な場合は臨時総会を開催する。
総会および臨時総会は会長が招集し、議長となる。
- (2) 役員会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。
- (3) 部会は、部会長が必要に応じて召集し、議長となる。
- (4) 企画委員会は、委員長が必要に応じて召集し、議長となる。
- (5) 事務局会は、事務局長が必要に応じて召集し、議長となる。
- (6) 合同役員会は、会長が必要に応じて召集し、議長となる。

(総会)

第8条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および事業報告に関すること。
- (2) 予算の決定および予算の承認に関すること。

- (3) 会則の改正に関する事。
- (4) その他、会長が特に必要と認める事項。

(役員会)

第9条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会および臨時総会に付議する事項。
- (2) 事業の運営に関する事項。
- (3) その他、会長が特に必要と認める事項。

(企画委員会)

第10条 協議会に企画委員会を設置し、地域コミュニティ事業の企画に関する事項について協議する。

- 2 企画委員会の委員は、役員会に諮って、会長が指名する。
- 3 企画委員会の委員長は、役員会の承認を得て役員の中から会長が選任する。

(部会)

第11条 協議会に、次の部会を設置し、地域課題について調査・審議し、各種の活動を実施する。

- (1) 保健・福祉部会（健やかないきいき暮らせるまちづくりに関する活動）
- (2) 環境・安全部会（人と環境に優しい安全で住みよいまちづくりに関する活動）
- (3) 生涯学習部会（心豊かな人と学習文化を育むまちづくりに関する活動）
- (4) ふれあい部会（人がにぎわい活力あふれ、参加・協働で進めるコミュニティを軸としたまちづくりに関する活動）
- (5) 広報部会（地域活動等の広報・情報交流・発信等に関する活動）
- (6) 文化財部会（地域の文化財公開・保護・伝承及び発展・交流等に関する活動）
- (7) 東谷コミュニティ部会（東谷地区の課題解決・活性化・交流等に関する活動）

- 2 部会員は、協議会のメンバーをもって構成する。
- 3 部会に部会長、副部会長、幹事、事務局をもって構成する部会役員会を置く。
- 4 部会役員は、部会員の互選により選任する。

(事務局)

第12条 協議会に、事務局を設置し、協議会および部会等の事務・実務を統括・処理する。

- 2 事務局の事務長は、役員会の承認を得て役員の中から会長が選任する。
- 3 事務局の事務次長および事務局員は、会長の承認を得て事務長が選任する。
- 4 事務局の事務所は、川東コミュニティセンター内に置く。

(合同役員会)

第13条 協議会に、合同役員会を設置し、情報の共有を図ると共に協議会全体の事項を協議し、遂行する。

- 2 合同役員会は、役員会、正副部会長、企画委員会、事務局会のメンバーでもって構成する。

(顧問、相談役、参与)

第14条 協議会に、顧問、相談役、参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役、参与は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役、参与は、役員会に出席し意見を述べるができる。

(アドバイザー)

第15条 協議会に、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(経費)

第16条 協議会の経費は、負担金、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補足)

第18条 この会則に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項が生じたときは、会長が役員会に諮り、審議・遂行することができる。

附 則

- 1 この会則は、総会で承認のあった日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、本会成立時に就任した役員の任期は、平成20年度総会の日迄とし、以降は、毎年総会日をもって1年と換算する。
- 3 第17条の規定にかかわらず、平成18年度の会計年度は、平成19年1月14日から平成19年3月31日とする。

附 則

- 4 第12条4項の規定は、平成20年4月1日から施行する。(平成20年12月18日・臨時総会にて改正)

附 則

- 5 この会則は、平成20年4月22日より施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 6 この会則は、平成22年4月20日より施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 7 この会則は、平成25年4月16日より施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 8 この会則は、平成26年4月15日より施行し、平成26年4月1日から適用する。